○財務省令第六号

所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号）、所得税法施行令の一部を改正する政令（平成三十一年政令第九十五号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う財務省関係政令の整備に関する政令等の一部を改正する政令（平成三十一年政令第百八号）の施行に伴い、並びに同法附則並びに所得税法（昭和四十年法律第三十三号）及び所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）の規定に基づき、所得税法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

財務大臣　麻生　太郎

所得税法施行規則等の一部を改正する省令

（所得税法施行規則の一部改正）

第一条　所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第十九条の四第一項第一号中「。以下この項」を「。次号」に改め、「の間に」を削り、「の発行済株式（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項（定義）に規定する投資法人にあつては、発行済みの同条第十四項に規定する投資口）若しくは出資（自己が有する自己の株式（出資、同法第二条第十四項に規定する投資口その他これらに準ずるものを含む。）を除く。次号において「発行済株式等」という。）の全部を保有する関係がある」を「以外の法人との間に当該法人による完全支配関係（法人税法第二条第十二号の七の六（定義）に規定する完全支配関係をいう。次号において同じ。）がある場合における当該」に改め、同項第二号中「の間に」を削り、「の発行済株式等の全部を保有する関係がある」を「以外の法人との間に当該法人による完全支配関係がある場合における当該」に改める。

第二十三条の二中「の間に」を削り、「の同項に規定する発行済株式等（次条において「発行済株式等」という。）の全部を保有する関係」を「以外の法人との間に当該法人による完全支配関係（同条第十二号の七の六に規定する完全支配関係をいう。以下この条及び次条において同じ。）」に、「関係と」を「完全支配関係と」に改める。

第二十三条の三中「の間に」を削り、「の発行済株式等の全部を保有する関係」を「以外の法人との間に当該法人による完全支配関係」に、「関係と」を「完全支配関係と」に改める。

第四十条の十の二中「書類と」を「書類（租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四条の三第三項第二号（確定申告を要しない配当所得等）に掲げる利子等又は配当等のみに係るものを除く。）と」に改め、同条第五号中「昭和三十二年政令第四十三号）第四条の六の二第二十六項」を「第四条の六の二第二十八項」に、「同条第二十七項」を「同条第二十九項」に、「第二十九項ただし書」を「第三十一項ただし書」に改め、同条第十号及び第十一号を削る。

第四十七条中「（確定所得申告）」を削り、同条第四号中「第十二号」を「第十四号」に改め、同条第六号中「」又は」を「」に規定する評価の方法の種類、当該基礎となつた有価証券の価額の評価につき選定した法」に改め、「種類」の下に「又は当該基礎となつた法第四十八条の二第一項（仮想通貨の譲渡原価等の計算及びその評価の方法）に規定する仮想通貨の価額の評価につき選定した同項に規定する評価の方法の種類」を加え、同条第二十一号を同条第二十三号とし、同条第十一号の二を同条第十三号とし、同条第十一号の三を同条第十四号とし、同条第十二号から第二十号までを二号ずつ繰り下げ、同条第十一号の三を同条第十三号とし、同条第十一号の二を同条第十二号とし、同条を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

法第百二十条第一項（確定所得申告）に規定する財務省令で定める事項は、法第七十四条から第七十七条まで（社会保険料控除等）、第七十九条（障害者控除）及び第八十一条から第八十四条まで（寡婦（寡夫）控除等）の規定による控除のうち居住者のその年分の所得税に係るこれらの控除後の給与等の金額から控除された同号イからニまでに掲げる金額と同額であるものに係る当該控除の金額、当該控除の金額の計算の基礎及び第三項第十九号から第二十一号までに掲げる事項並びに基礎控除の額とする。

2　法第百二十条第一項後段の規定による同項の申告書の記載は、前項に規定する同額である法第七十四条から第七十七条まで、第七十九条及び第八十一条から第八十四条までの規定による控除並びに基礎控除については、これらの控除の額（これらの控除の額の合計額が同項に規定する給与所得控除後の給与等の金額から控除された法第百九十条第二号イからニまでに掲げる金額及び基礎控除の額の合計額と同額である場合にあつては、当該合計額）の記載とする。

第四十七条に次の一項を加える。

4　第一項及び第二項の規定は、法第百二十二条第三項、第百二十五条第四項及び第百二十七条第四項並びに令第二百六十三条第一項後段（死亡の場合の確定申告の特例）において準用する法第百二十条第一項後段に規定する財務省令で定める事項及び同項後段の規定による同項の申告書の記載について、それぞれ準用する。

第四十七条の五を削る。

第四十八条第四号中「第四十七条第四号から第十四号まで、第十七号から第二十号まで」を「第四十七条第三項第四号から第十六号まで及び第十九号から第二十二号まで」に改め、同条に次の一項を加える。

2　その年において支払を受けるべき法第二十八条第一項（給与所得）に規定する給与等で法第百九十条（年末調整）の規定の適用を受けたものを有する居住者の法第七十四条から第七十七条（社会保険料控除等）、第七十九条（障害者控除）及び第八十一条から第八十四条まで（寡婦（寡夫）控除等）の規定による控除のうちその年分の所得税に係るこれらの控除の額が当該給与等に係る法第百九十条第二号に規定する給与所得控除後の給与等の金額から控除された同号イからニまでに掲げる金額と同額であるものに係る第四十七条第三項第十九号から第二十一号までに掲げる事項については、前項第四号の規定にかかわらず、同項第一号又は第二号に規定する申告書への記載を要しないものとする。

第五十二条の二第二項中「第四十七条第十一号の二イ」を「第四十七条第三項第十二号イ」に改める。

第五十二条の三第二項中「第四十七条第十一号の三イ」を「第四十七条第三項第十三号イ」に改め、同条第三項中「第四十七条第十一号の三イ」を「第四十七条第三項第十三号イ」に、「同項の」を「令第二百六十六条の三第八項の」に改める。

第五十三条第一項第三号中「公的年金等に係る」を削り、「公的年金等の定義」を「雑所得」に、「第二百三条の四第二号」を「第二百三条の五第二号」に、「確定給付企業年金規約等に基づく年金に係る源泉徴収」を「公的年金等から控除される社会保険料がある場合等の徴収税額の計算」に改め、同条第二項中「第三項ただし書に規定する通知書」及び「」に規定する通知書」の下に「若しくは同項本文の規定による提供を受けた当該通知書に記載すべき事項を書面に出力したもの」を、「報告書若しくは」の下に「同項本文の規定による提供を受けた当該報告書に記載すべき事項を書面に出力したもの、同法第三十七条の十四の二第二十八項ただし書に規定する報告書若しくは同項本文の規定による提供を受けた当該報告書に記載すべき事項を書面に出力したもの」を「第十項ただし書に規定する通知書」の下に「若しくは同項本文の規定による提供を受けた当該源泉徴収票に記載すべき事項を書面に出力したもの」を「規定する源泉徴収票」の下に「若しくは同項本文の規定による提供を受けた当該源泉徴収票に記載すべき事項を書面に出力したもの」を加え、「これらの」を「当該」に、「、通知書」を「又はこれらの通知書」に、「又は源泉徴収票」を「若しくは源泉徴収票（以下この項において「通知書等」という。）若しくは当該通知書等に記載すべき事項を書面に出力したもの」に改める。